

# おうむ



2012

4

## 助成内容はどう変わる？

今までの「乳幼児等医療費助成事業」

	3月まで
非課税世帯	初診時一部負担金のみ
課税世帯	1割負担
所得制限世帯	助成なし



4月からの「子ども医療費助成事業」

	4月から
非課税世帯	初診時一部負担金のみ
課税世帯	
所得制限世帯	

保険対象となる医療費について、初診時一部負担金を除いた額を助成します（入院・通院は問いません）。

※平成24年4月1日以降診療分から対象となります。

初診時一部負担金	
内科	580円
歯科	510円
柔道整復	270円
薬局	なし



平成24年4月分から

# 子どもの医療費助成範囲を拡大します！



町では、「乳幼児等医療費助成事業」の内容を拡充した「子ども医療費助成事業」を4月1日から開始しました。

## 対象はどう変わる？

今までの「乳幼児等医療費助成事業」

	3月まで
入院	小学生まで
入院以外	小学校入学前まで



4月からの「子ども医療費助成事業」

	4月から
入院	高校卒業年度まで（※） （婚姻した人は対象外）
入院以外	

◎対象者

雄武町に住所を有する世帯（所得制限なし）に属する、高校卒業年度までの子ども  
 ※満18歳に達する日（誕生日の前日）以降、最初の3月31日まで  
 ※生活保護世帯に属する人や児童福祉施設等入所者は対象外です。

## ◎助成を受けるには？

①まずは、「子ども医療費受給資格者証」の交付を受ける必要があります。対象となる子どもは、申請書（社会福祉係または町ホームページから取得できます）に必要事項を記入し、社会福祉係まで提出してください。（いつでも手続き可能です）  
 ※なお、所得制限はありませんが、道の補助制度上、対象者が小学生以下の場合、世帯員の所得を確認させていただきます。（平成23年1月2日以降に転入された人は、前住地の課税証明書等が必要になります。）

②医療機関を受診した際に、「一度窓口で自己負担額を支払った後、領収書（受診日から3年以内のもの）を社会福祉係まで提出（※）してください。後日、指定の金融機関にお振り込みします。  
 ※領収書は1ヶ月分ごとにまとめて提出してください。また、領収書を提出する際は、「子ども医療費受給資格者証」・「印鑑」・「支払先金融機関の通帳」を必ず持参してください。

## ◎乳幼児等医療費受給者証（白いカード）等をお持ちの人へ

4月1日から「子ども医療費助成事業」が開始した後も、「乳幼児等医療費助成事業」は継続します（重度・ひとり親も同様）。※子ども医療費受給資格者証の手続きは必要です。「乳幼児等（重度・ひとり親）医療費受給者証」は道内医療機関を受診される際に、保険者証と一緒に窓口で必ず提示してください。（窓口で一度支払う額が軽減されます。）

◎問い合わせ先 保健福祉課社会福祉係 ☎84-2023